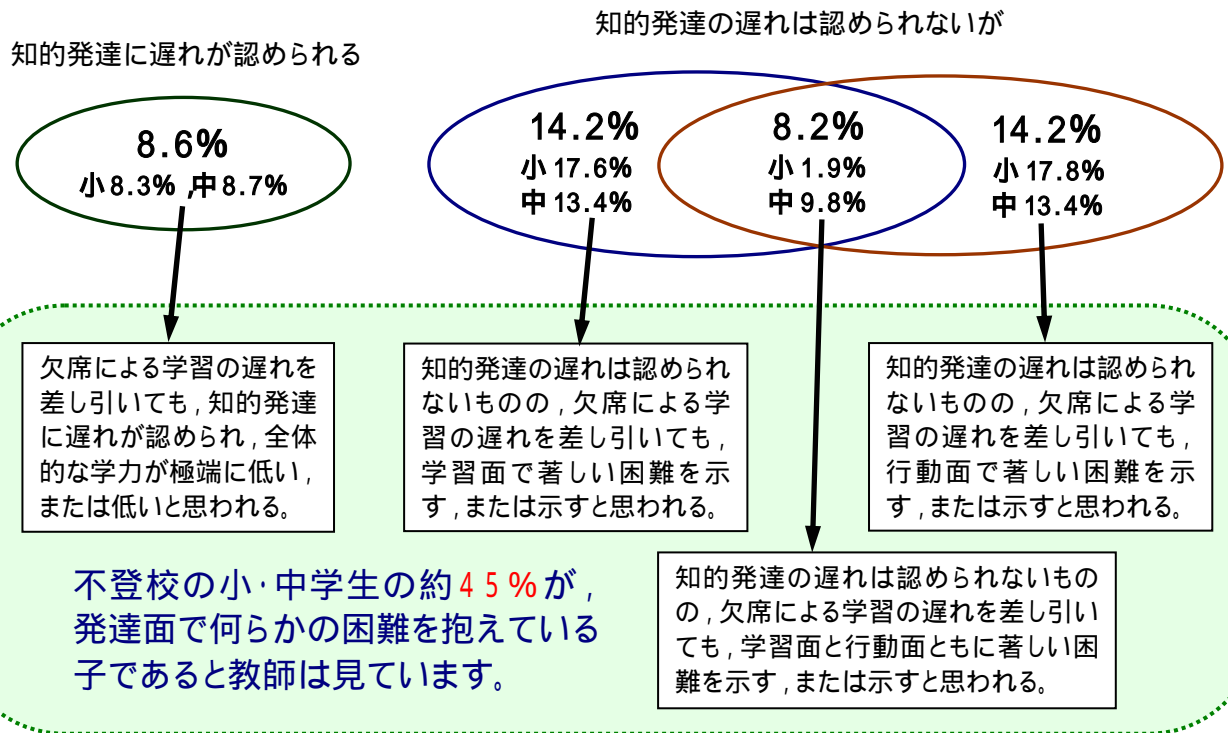


二次障害としての不登校から子どもを守る

平成 17 年度 「本市 不登校に関する実態調査」 結果報告 (3)



不登校の子の中に、発達障害やその傾向があり、学習面や行動面での困難を抱えている子が多いことは、第3号(H17.6.27発行)でお伝えしました。本号は平成 17 年度の調査結果からの新しい情報です。



不登校と発達障害との因果関係の有無や程度は、個々のケースごとに異なります。しかし、発達障害のある子は、交友関係や学業面など、学校生活全般において苦戦を強いられる局面が多く、精神的に追い詰められたときに、不登校や様々な問題行動などの不適応行動や、身体症状・精神症状といったネガティブな反応が生じやすくなるのです。

不登校等の未然防止には、各学校における特別支援教育の推進が不可欠なのです。



チョット解説

「不登校等の未然防止合同研修会」を開催
この研修会は、宇都宮市教委が、県教委の「問題行動等未然防止プログラム事業」の一環として行っているものです。
「不登校等の未然防止に向けた特別支援教育の推進」について、9中学校区で研修会を実施し、小・中学校の先生方にご参加いただいています。次回からの本シリーズでは、講師の先生方の講話からポイントをピックアップしてお伝えします。

「知的発達の遅れは認められない」とは、国語、算数(数学)、理科、社会、生活、英語のうち、1つ以上の教科において、学年相当の普通程度の学力があることをいいます。
「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」のうちの、一つあるいは複数で著しい困難を示し、国語と算数・数学のどちらか一方もしくは双方の教科において、2学年以上(ただし小学1、2年においては1学年以上)の遅れが認められることをいいます。
「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」の問題、「多動性・衝動性」の問題、「対人関係やこだわり等」の問題の一つもしくは複数で、著しい困難を示す場合をさします。